

事務連絡
令和5年2月6日

各都道府県消防防災主管課 御中

消防庁予防課

重点防火指導対象地域に対する防火指導の実施状況に係る
フォローアップ調査結果について

各消防本部における重点防火指導対象地域^{*}に対する防火指導の実施状況については、「重点防火指導対象地域に対する防火指導の実施状況に係るフォローアップ調査について」（令和4年9月20日付け消防予第460号）により依頼していたところです。

調査結果によると、全国の消防本部において重点防火指導対象地域として定めた地域は4,232件であり、令和4年11月30日時点で既に防火指導を実施した件数は2,610件（約62%）、今後、防火指導の実施予定がある地域を含めると3,345件（約79%）となっています。

一方で、防火指導予定が調整中となっている地域が887件（約21%）あることから、これらの地域においては計画的な取組みをお願いします。

また、各消防本部から情報提供のあった防火指導に関する取組みのうち、特に参考となると考えられる事例について、別紙1のとおり取りまとめましたので、防火指導の計画に当たってご活用ください。

その他の情報提供があった防火指導についても、統計調査系システムの防火対象物実態等調査業務のページ（URL：<https://toukei.fdma.go.jp/SSO/>）に掲載しておりますのでお知らせいたします（別紙2）。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

※重点防火指導対象地域

1 「糸魚川市大規模火災を踏まえた「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」の指定要領等について（通知）」（平成29年7月31日付け消防消第193号）に基づき大規模な火災につながる危険性が高い地域として、消防本部が指定する又は指定する予定のある地域であり、次に掲げる事項を勘案し、特に2の防火指導を重点的に行う必要があると消防長又は消防署長が認める地域であること。

- (1) 大規模（延べ面積の合計が概ね3,000㎡以上であること）なアーケード商店街など、多くの木造飲食店（消防法施行令別表第1(3)項ロに掲げる防火対象物で、木造の建築物であるものをいう。）が存する地域であること。
- (2) 建築年数の古い（概ね築60年以上を目安とする）木造の建築物が多い地域であること。
- (3) 隣接する建築物が相互に接続し、又は間隔が狭い等、火災が発生した場合に延焼が拡大しやすく、大規模な火災につながる危険性が特に高いと考えられる地域であること。

2 防火指導の実施事項

- (1) 火を使用する設備又は器具の適切な取扱い及び維持管理
- (2) 住宅用火災警報器の設置及び維持管理
- (3) 消防用設備等の適正な設置及び維持管理
- (4) 地域ぐるみの訓練等の実施

消防庁予防課予防係

担当 : 佐藤、菅野

TEL : 03-5253-7523

Email : yobouka-y@ml.soumu.go.jp

重点防火指導対象地域における防火指導の参考事例①

都道府県名	山口県	消防本部名	下関市消防局
-------	-----	-------	--------

実施日	令和4年11月9日
実施場所	下関市唐戸町、赤間町、中之町
防火指導の内容	

1 実施内容

建物密集地域である唐戸商店街からの火災時における被害軽減を推進するため、商店街の自主防災組織を中心に避難・消火訓練等の各種訓練を行い、これに併せ唐戸商店街関係者及び地域住民に対し防火対策についての講話を実施した。

また、唐戸商店街関係者及び利用者が一目で消火器を設置している店舗を把握し、火災時に迅速な初期消火ができるように、消火器ステッカーを商店会で作成し消火器設置店舗に貼付した。

2 参加者

- (1) 協同組合唐戸商店会加盟事業所
 - (2) 赤間本町通り 商店街 振興組合加盟事業所
 - (3) 唐戸町・赤間町・中之町自治会員
- 合計 50 人



重点防火指導対象地域における防火指導の参考事例②

都道府県名	高知県	消防本部名	高知市消防局
-------	-----	-------	--------

実施日	令和4年11月9日
実施場所	高知市内アーケード
防火指導の内容	

- 実施目的** 建築年数の古い木造建築物が密集する大規模なアーケード等では、火災が発生した場合に大規模な延焼につながる危険性が高いことから、アーケード等における出火防止対策として、当市消防団員と連携して防火対象物関係者に防火指導を行うもの。
- 実施対象** 高知市帯屋町一丁目及び高知市帯屋町二丁目の延長50m以上のアーケード商店街（約700m）の周囲に存する店舗等
 - 火気を取扱う可能性のある飲食店
 - 上記(1)以外の物品販売店、事務所、その他これらに類する事業所
- 参加者** 高知市消防局職員：8名
高知市消防団員：6名
- 実施内容** 消防団員と連携して、アーケード内の防火対象物の関係者に対して、リーフレットの配付及び小規模飲食店における消火器の設置等の防火指導を行い、火災予防についての啓発を行う。
- 実施結果** 防火対象物関係者に対して189件（内飲食店84件）の防火指導を実施。消防団員と連携して防火指導を行うことで、火災予防についてより身近に感じてもらうことができたと考え。消防団員からも今後も継続して実施していきたいとの意見もあり、今後は火災予防運動週間中に定期的に実施するイベントとして定着させていきたいと考える。



重点防火指導対象地域における防火指導の参考事例③

都道府県名	大分県	消防本部名	佐伯市消防本部
-------	-----	-------	---------

実施日	令和4年11月11日
実施場所	密集飲食店街、市内商業施設屋外
防火指導の内容	

1. 実施目的
住宅防火対策の推進、木造飲食店が密集する地域への火災予防啓発
2. 実施内容
リーフレット（消火器関係、火気使用設備又は器具の取扱い、訓練）は、予め飲食店団体へ配布。夜回りによる防火ポスターの配布。報道機関を利用した広報（市報特版）。
3. 参加団体
少年消防クラブ防火クラブ（2団体）
4. 特に工夫した点
例年この地区は、少年消防クラブによる夜回り活動が行われているが、近年はコロナ感染拡大防止のため中止している。今年も夜回り活動は中止しているが、火災予防運動の一環として規模を小さく最少人数で1日のみ行った。また、市報特集版として掲載することにより多くの市民へ啓発することができた。
5. 実施した結果及び効果
当該地区では久々の夜回り活動ともあって、飲食店関係者の方もとても喜んでいて、気持ちよく歓迎してくれていた。市報では特集で掲載され、広く市民への広報活動を行うことができた。



重点防火指導対象地域における防火指導の参考事例④

都道府県名	兵庫県	消防本部名	小野市消防本部
-------	-----	-------	---------

実施日	令和4年11月10日
実施場所	小野商店街
防火指導の内容	

防火パトロールと称して火災予防を呼びかけながら商店街をパトロールしました。商店街店舗には、消火器・住宅用火災警報器の設置・取替えを促すパンフレットを配布しました。また、商店街連合会、当市青色防犯パトロール隊とともに、消火器・消火栓の操作方法を確認する訓練を実施しました。



※閲覧については都道府県、消防機関等に
限られているため掲載せず。